

# 東日本大震災の経験を踏まえた 支援物資物流システムの 構築に向けた取組について

---

国土交通省総合政策局物流政策課

平成24年9月6日(木)

# 支援物資物流システムの基本的な考え方(概要) ①

## <支援物流における主な問題点>

### ○ 物流のノウハウを有する者が不在

地方公共団体の業務に早期には物流事業者・団体が参加していなかったことなどにより、円滑な輸送や物資集積拠点運営等に支障。

### ○ 情報の途絶

被災地関係情報、物資関係情報等の把握が困難。

### ○ 関係者間の役割分担

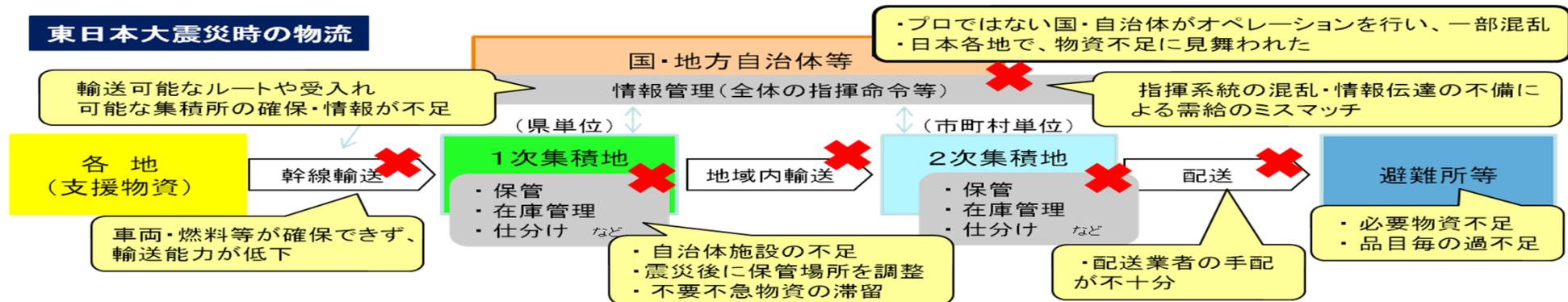
市町村自身の被災等により国・県・市町村の間の連携が十分にはできなかった。

### ○ 物資集積拠点の機能低下

大量の支援物資が送り込まれたことから、物資集積拠点の機能が低下。

### ○ 時間の変化

避難生活が長期化する中で、ニーズに合わない支援物資が在庫として滞留。



## <その他の問題点>

○ インフラの損壊・・・円滑な支援物資の輸送に支障。

○ 燃料油の不足・・・東日本を中心に燃料油不足が発生。支援物資輸送車両の燃料も不足。

等

物流事業者を所管する国土交通省として、有識者及び物流事業者・事業者団体から構成されるアドバイザリー会議を開催し、今回の支援物資の物流について分析を行い、課題を整理。

将来の大規模災害において、必要な物資が被災者に適時適切に届けられるよう、支援物資の物流に係る国・地方公共団体の体制確保や物流事業者・事業者団体との連携等について、アドバイザリー会議の議論を踏まえて「支援物資物流システムの基本的な考え方」を取りまとめ。

# 支援物資物流システムの基本的な考え方(概要) ②

## 「支援物資物流の基本的な考え方」の策定

### <支援物資物流の主要改善策>

#### ○ 物流事業者の能力を最大限活用

早期の段階から国・地方公共団体が実施するオペレーションに物流事業者、団体が参加するようにし、その能力を最大限発揮できるようにする。

#### ○ 災害時協力協定の内容の見直し、協定締結の推進

現行の協定内容について不足がないか確認し、必要に応じて内容の見直し、追加の協定締結を行う。

#### ○ 情報通信手段の確保

避難所、行政機関施設、物資集積拠点等において情報通信手段が途絶しないよう、衛星通信機器や自家発電機器を配備。

#### ○ 物資発注様式の統一

必要な情報項目や単位を整理し、発注様式を統一することにより、物資に関する情報を円滑に交換できるようにする。

#### ○ 訓練の実施等事前の備えの徹底

関係者が参加する訓練を実施する等により、体制の点検、役割分担や問題点の把握等について平時からチェックする。

#### ○ 物資集積拠点の選定

拠点運営においては、物流事業者の能力を最大限発揮できるようにするとともに、拠点として備えるべき機能や配置のあり方について検討した上で、リストアップしておく。

#### ○ 指定公共機関等の追加

災害対策基本法上の指定公共機関・指定地方公共機関について、必要に応じて物流事業者、団体を新たに追加することを求める。 等

## 取組み

- 今後大規模災害が懸念されている地域から、ブロックごとに国、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を設置し、今後の支援物資物流のあり方等について、具体的にとりまとめ(平成23年度補正予算、平成24年度予算)

### 支援物資集積拠点の選定、発災時に取り組むべき事項や役割分担の整理等のとりまとめ

- 災害時に物流施設の機能維持を図るための投資(非常用発電設備、非常用通信設備)に対して、整備費用の一部を補助

## 東日本大震災時の状況

未曾有の大災害により、支援物資物流全体に支障が発生

支障が生じた主な要因

### 物資拠点

物資拠点として想定していた公共施設が、被災や避難所等への転用で使用できず、民間施設を活用して対応したが、絶対的な拠点数が不足

### 物流ノウハウ

物流業務(在庫管理や仕分け等)に精通した者が不十分であったため全体としての効率が低下

### オペレーション

広域災害時を見据えた情報収集・管理体制が明確に定められておらず、物資搬入の調整窓口が混乱する等、指揮系統が錯綜

結果、支援物資が各避難所まで円滑に届かない混乱が発生

支援物資物流における輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、これらの業務に精通した民間物流事業者のノウハウや施設を活用することが不可欠であることが顕在化

4つの広域ブロック単位(関東[首都直下型地震]、東海[東海地震]、近畿[東南海・南海地震]、中四国・九州[南海地震])で協議会を設置、今後の支援物資物流のあり方について、下記の内容についてとりまとめ【平成24年3月8日・9日】

## 協議会におけるとりまとめ内容

- **民間物資拠点のリストアップ**  
現在指定されている公共施設等の物資拠点に加え、民間の物流施設の活用を可能とするよう民間物資拠点をあらかじめリストアップする。
- **官民の連携、協力体制の構築**  
災害時には、都府県災害対策本部において支援物資物流に関する専門的な組織(緊急物資輸送チーム)を編成し、支援物資輸送に関する情報の一元的な管理を行う。  
また、災害時の支援物資物流について、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、都府県の災害対策本部におけるオペレーションや物資拠点の運営に物流事業者が参画する。  
さらに、災害時には、国土交通省・地方運輸局が物流事業者団体と連携し、物資拠点の被災状況等を収集するとともに、広域的・専門的な観点から民間物資拠点の選定について都府県の災害対策本部へ助言を行うなど官民の連携・協力体制を構築する。
- **官民の協力協定の締結・充実の推進**  
都府県と物流事業者団体との間の協力協定について、輸送に関することのほか、都府県の災害対策本部への物流事業者の派遣、物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込むなど、新規の締結や既存協定の内容の充実を推進する。

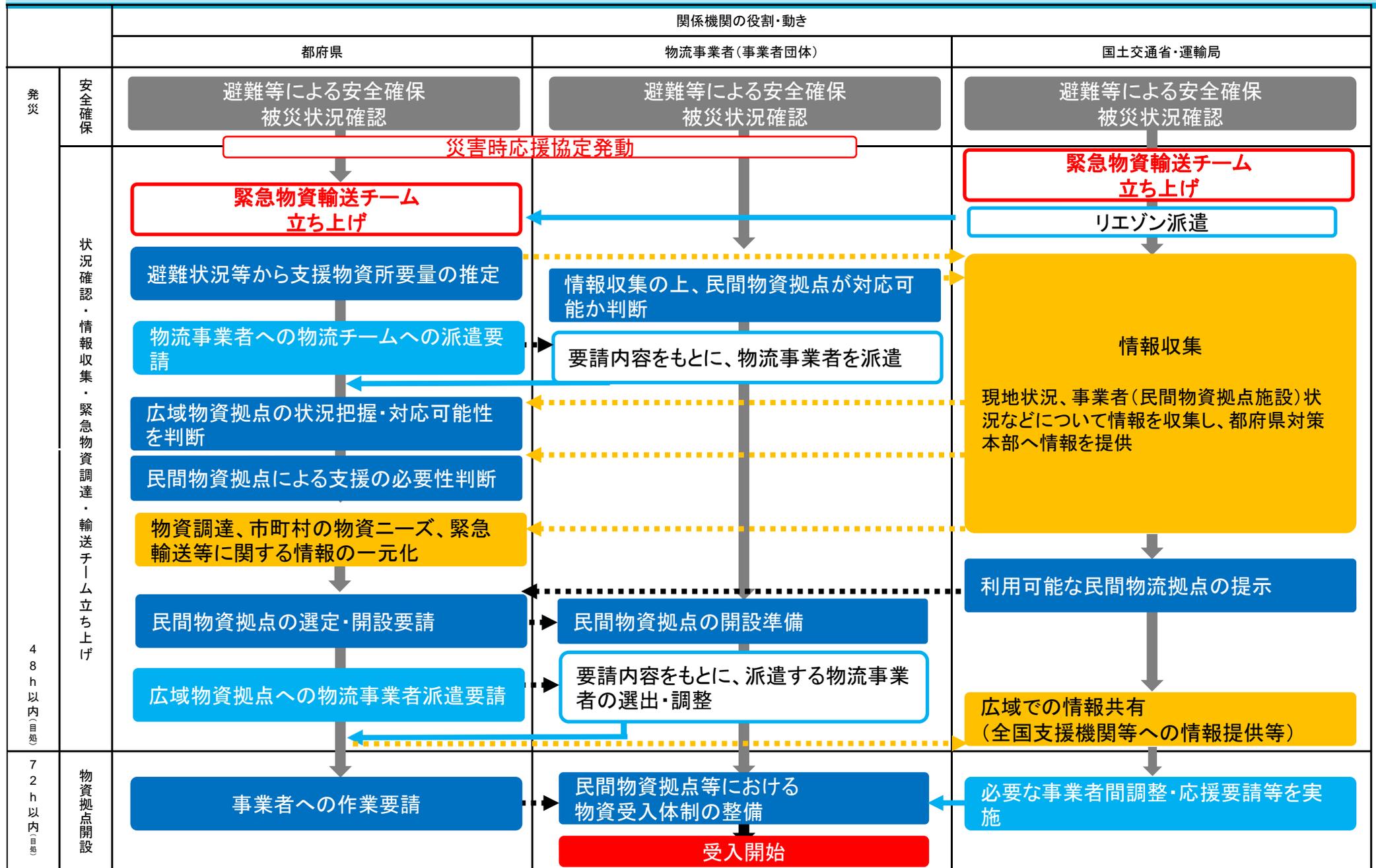
※ 構成メンバー: 学識経験者、関係自治体(都府県)、トラック協会、倉庫協会、大手物流事業者、国土交通省 等

# 民間物資拠点リスト 都府県ごとの内訳

選出協議会	都道府県	民間物資拠点数
関東ブロック	茨城	19
	栃木	6
	群馬	8
	埼玉	25
	千葉	11
	東京	32
	神奈川	32
	山梨	4
	(小計)	137
東海ブロック	長野	21
	静岡	24
	愛知	30
	岐阜	6
	三重	5
	(小計)	86
近畿ブロック	滋賀	25
	京都	8
	大阪	40
	兵庫	26
	奈良	4
	和歌山	5
	(小計)	108
中四国・九州ブロック	岡山	5
	広島	4
	山口	4
	徳島	8
	香川	8
	愛媛	7
	高知	7
	大分	9
	宮崎	12
	(小計)	64
総計		395

※ 平成24年3月8日、9日に各ブロック協議会においてとりまとめられた民間物資拠点数

# 広域災害時の災害物流関係者の動きのイメージ



※広域からの物資調達・輸送の流れであり、備蓄物資、都府県内協定締結事業者からの物資は含まない。また、時間軸についてはあくまで目安であり、各作業については極力早期に対応ができるよう努力する。

# 大規模災害対策に係る政府の計画体系との関係

## 災害対策基本法

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする(以下「災対法」)

### 災対法の一部を改正する法律案【平成24年6月27日交付・施行】

物資輸送は被災地の要請を待つかまがない場合に送り込むことができるいわゆる「プッシュ型」を新たに規定

#### 中央防災会議

- ・内閣総理大臣が会長、各省の大臣が委員
- ・防災基本計画、大規模地震の各種計画の作成等

#### 防災対策推進検討会議

- ・東日本大震災における政府の対応を検証し教訓の総括
- ・防災対策の充実・強化を図るための調査審議を行う

#### 検討会議最終報告のとりまとめ【平成24年7月31日】

- ・民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の輸送・管理等、避難所・在宅避難者等への食料の配布等)は、あらかじめ地方公共団体と民間事業者との間で協定を締結しておくなど、**民間事業者の能力・施設・ノウハウ・エネルギーを活用すべきである**
- ・支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図るべきである。
- ・首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の災害に備えるため、関係機関により構成される協議会など多数の機関が参画する場を設置し、その枠組みを活用した地域ブロック単位の訓練を実施すべきである。

#### 防災基本計画

- 中間・最終報告とりまとめを踏まえ防災基本計画を修正(H24年中)
- ・災対法に基づき策定される、日本の災害対策の最上位計画(中央防災会議決定)

#### 地域防災計画

- ・各地方自治体等が策定

#### 地震対策大綱

- ・切迫性のある特定の大規模地震を対象とした、予防、応急、復旧・復興のマスタープラン(中央防災会議決定)

#### 応急対策活動要領

- ・応急対策の具体化(中央防災会議決定)

#### 要領に基づく具体的な活動内容に係る計画

- ・大綱に基づき、政府の広域的な活動要領を策定するとともに、被害想定に基づき、予め地域ごとの物資調達、緊急輸送ルート等を計画

## 国土交通省

### ブロック協議会

首都直下、東海、東南海、南海地震の被害が想定される地域において、学識経験者、関係自治体、物流事業者等により、円滑に支援物資物流を行うための検討を行い、平成24年3月に取りまとめを行った。

- ・民間物資拠点のリストアップ
- ・官民の連携、協力態勢の構築
- ・官民の協力協定の締結・内容充実の推進

平成24年度以降も、関係者の協力関係を深めるとともに、更なる課題について対応を検討。

※他に、平成24年度において、内閣府、経済産業省、農林水産省と連携し、地域の協力も得て、地方ブロックごとに最適な支援物資物流の実現の方策を議論するための場を設置し、検討を行う予定。

本協議会で取りまとめた事項については、中央防災会議等が決定する各種計画にその内容が反映されるよう、内閣府防災担当等と連携。